資料４

平成 28 年 10 月 5 日
総務部総務課
震災復興・企画部地域づくり推進課

行政区の再編統合について

１　現状と課題

行政区の再編統合は，これまで５つの基本方針に基づき，自治会（振興会）や災害公営宅等の入居者と協議を行ってきており，当初予定では平成 28 年度を目途に「行政区再編統合計画」を策定することとし進めてきました。

しかしながら，その一方で，復興事業の種類による自立再建時期のタイムラグや，一行政区における複数の異なる復興事業の実施，一復興事業が複数の行政区に跨るなど，各行政区における世帯数の変動は地理的並びに時間軸の要件により，様々な形態をなしています。加えて，既存自治会が抱える地域事情も複雑に重なり，行政区の再編統合を検討する上で，行政主導による決定は勿論のこと，世帯数だけなど一律の基準のみをもって進めることは非常に難しい状況にあります。

２　再編統合のプロセス

このことから，それぞれの地域にあった行政区の在り方が望ましいと考えており，既存自治会や復興事業に伴う新たな入居者との意向等を確認した上で，行政区の再編統合を進めています。

再編統合の検討を進める上で，東日本大震災の経験を踏まえた災害に強いまちづくりも視野に，地域コミュニティの再生並びに地域の活性化に重点を置き，自治組織（コミュニティ）という枠組みを十分考慮した上で進める必要があります。

これまでの基準としてきた５つの基本方針を柱にしながらも，次の補足事項を考慮に入れ，行政区再編統合を進めてまいります。

(1)　これまでの５つの基本方針

① 災害危険区域に指定されていない行政区や防集・災害公営住宅整備事業を施行していない行政区は，基本的に変更しません。

② 土地区画整理事業及び水産加工施設等集積地整備事業の施行行政区域は，区画が確定時点で対応します。

③ 復興事業により世帯数が大幅に増加する行政区は，分割して独立した行

政区を新設し，小規模な防集・災害公営住宅団地は，既存行政区に編入します。

④ 世帯数が激減（世帯ゼロも含む）した行政区は，近隣行政区と統合します。

⑤ 上記以外で調整が必要な行政区は，適宜検討します。

(2) 補足事項

① 世帯増加の視点

- 災害公営住宅は，鍵の引き渡し時期に合わせ一度に多くの方々が入居することから，短期間で世帯数が増加します。
- 防災集団移転事業は，土地引渡し後 2 年の間に施工契約締結後，住宅の建設が開始されることから，世帯数は段階的に増加します。
- 土地区画整理事業は，防災集団移転事業のように土地引渡し後 2 年の施工契約の条件がないことから，防災集団移転事業より長期的な期間で世帯数が徐々に増加するものと想定しています。
- 仮設住宅及びみなし仮設住宅を多く抱える行政区は，災害公営住宅等の復興事業の進捗と合わせ世帯数が減少します。

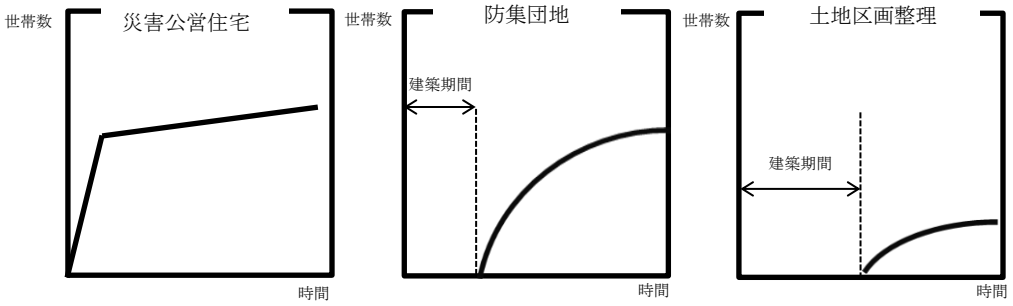

② コミュニティの視点

- 災害公営住宅及び誘導型防災集団移転事業は，多くが各仮設住宅及びみなし仮設住宅からの入居となることから，互いに面識がなく，一からコミュニティを形成しなければなりません。
- 協議会型防災集団移転事業は，独自に協議組織が立ち上げられ，防災集団移転事業区域内における様々な課題を話し合いによって進めていることから，団地への転居前から住民同士のコミュニティは確立されています。
- 土地区画整理事業区域は，同区域内の地権者同士の換地によることから，互いに面識がある場合が多く，比較的にコミュニティ形成は確立しやすい環境にあります。

- 地元自治会は復興事業で転入される方々との交流を持つ接点を得にくく，一緒に自治会活動を行っていけるのか不安を抱えています。

３　行政区の再編統合を検討する際のアプローチ

（1）　地理的要素及びコミュニティ組織の持続可能な世帯数等を考慮した上で，市の方針としての素案を地元自治会に示し，意見を伺うとともに，復興事業で入居される方々のコミュニティ組織としての受け皿となりえるかどうかの意向確認を行います（既存自治会の力を借りてのコミュニティの形成）。

（2）　部屋割り抽選会，入居者説明会などの機会を捉え，先の市の方針素案を示しつつ，復興事業で入居される方々に，既存行政区に入り地域の自治会と共にコミュニティ活動を行っていくか，あるいは，独立行政区を設置し，入居者自らでコミュニティ組織を設立するのか意向を確認し，行政区の再編統合の方針を決定します。

　併せて，入居者同士や入居者と自治会等の顔合わせ交流会を実施し，入居者同士のコミュニティの醸成を図ります。

（3）　行政区の再編統合に伴い，新たなコミュニティ組織の設立が必要な地区については，地区の状況により，行政が自治会組織設立準備委員会の立ち上げなどの支援を行います。

（4）　新行政区に設立する自治会組織の近隣自治会による後方支援をお願いします。

４　行政区の再編統合の完成時期

　各行政区の復興事業に伴う世帯の変動は，(2) 補足事項①世帯増加の視点からも不確かな要素が多くあり，世帯数の動向が落ち着くまでしばらく時間を要するものと考えています。

　このことから，各行政区における地域住民のコミュニティが確立した後に，改めて住民同士の協議の下で再編統合が進められるものと考えており，行政区の再編統合の完成時期は定めず，適時の状況に応じ検討していきます。

５　平成２８年度中に再編統合を実施した行政区

（1）新　設（分割）

①　四反田区（平成２８年４月１日施行）

ア　再編内容　　九条１区及び九条５区の一部の地域を分割し統合する。

イ　区　域　　字名：四反田の一部の地域

（九条１区の内，市営四反田住宅（気仙沼市四反田 94 番地１）
九条５区の内，字名が四反田の地域）

ウ　想定世帯数　約１７０世帯

エ　地　図

変　更　前

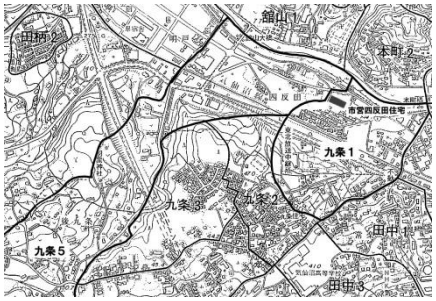

変　更　後

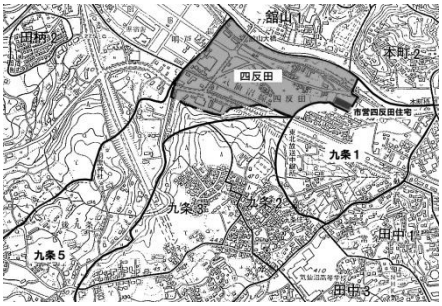

②　東八幡区（平成２８年４月１日施行）

ア　再編内容　　東中才２区の区域を八幡神社で分割する。

イ　区　域　　字名：東八幡前，大峠山の各一部の地域　※八幡神社の南側

ウ　想定世帯数　約１５０世帯

エ　地　図

変　更　前

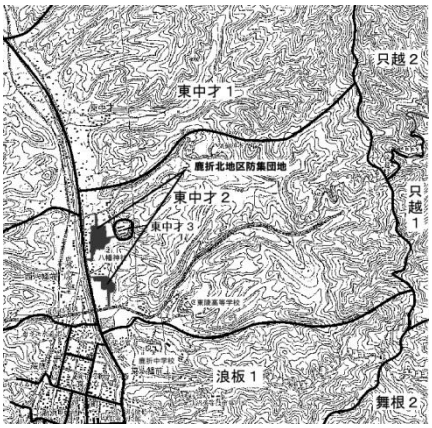

変　更　後

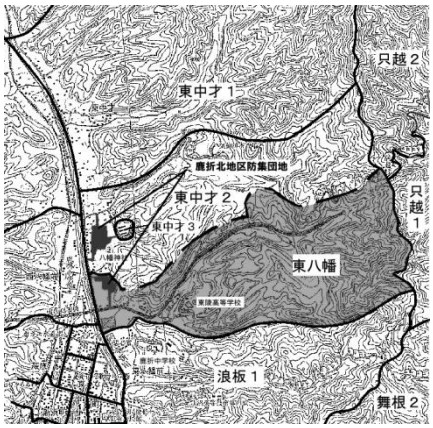

③　大谷西区（平成２８年９月１日施行）

ア　再編内容　中郷区の一部の地域を分割する。

イ　区　域　　字名：本吉町長根の一部

ウ　想定世帯数 約１１０世帯

エ　地　図

変　更　前

変　更　後

(2) 統　合

①　片浜区（平成２８年４月１日施行）

ア　再編内容　　片浜上，片浜下及び浦田地区の一部（防集団地）を統合する。

イ　区　域　　字名：松崎片浜，松崎浦田，松崎北沢の各一部の地域

ウ　想定世帯数　約６０世帯

エ　地　図

変　更　前

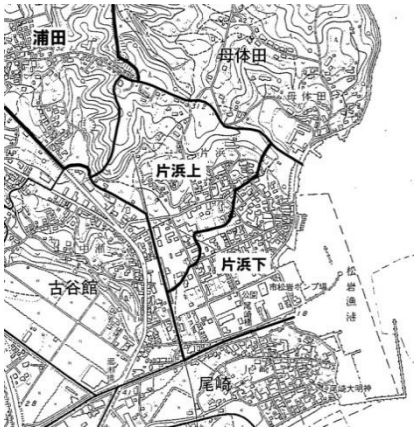

変　更　後

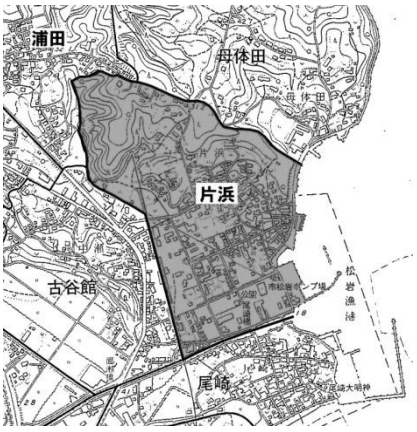

② 前浜区（平成２８年４月１日施行）

ア　再編内容　　前浜区及び母体田区を統合する。

イ　区　域　　字名：松崎前浜及び赤岩港，松崎北沢の各一部の地域

ウ　想定世帯数　約１１０世帯

エ　地　図

③ 小泉浜区（平成２８年４月１日施行）

ア　再編内容　　小泉浜１区及び小泉浜２区を統合する。

イ　区　域　　字名：本吉町蔵内，本吉町二十一浜，本吉町小浜，本吉町菅の沢，本吉町柳沢，本吉町長窪，本吉町歌生，本吉町今朝磯の地域

ウ　想定世帯数　約１５０世帯

エ　地　図

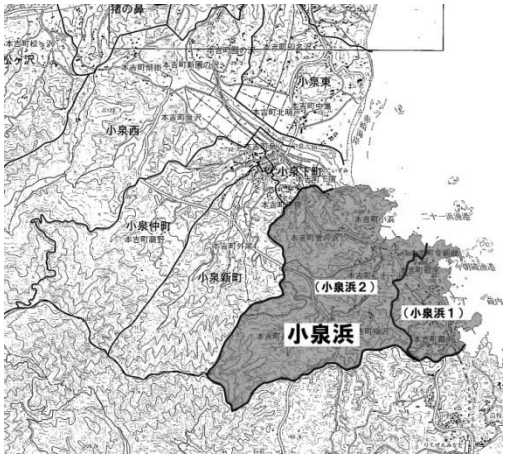

④　小泉町区（平成２８年４月１日施行）

ア　再編内容　　小泉新町区，小泉仲町区及び小泉下町区を統合する。

イ　区　域　　字名：本吉町外尾，本吉町下宿，本吉町平貝，本吉町泉，本吉町蕨野及び本吉町泉沢，本吉町南明戸，本吉町新南明戸，本吉町川原の各一部の地域

ウ　想定世帯数　　約１６０世帯

エ　地　図